

## 生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務処理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第11号。以下「省令」という。）第6条において定める様式第2の備考1により、生産緑地地区内の農地又は採草放牧地について生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき買取り申出する生産緑地につき、買取り申出事由である死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障を生じた者が、同条第2項の規定に基づく農業の主たる従事者又は省令第2条の規定に基づく一定割合以上従事している者に該当することを証明する事務について必要な事項を定める。

### (処理方針)

第2条 農業委員会会長は、証明願の提出があった場合は、総会に付議するものとする。

### (従事事実の確認)

第3条 証明願の提出があった場合、農業委員会は総会に付議する以前に買取り申出事由である死亡又は農業に従事することを不可能とさせる故障を生じた者が、法第10条第2項の規定に基づく農業の主たる従事者又は一定割合以上従事した者に該当するか否かについて調査し、事実の確認を行うものとする。

2 従事者が他の市町村に住所を有する場合は、住所地を有する農業委員会の意見の聴取、現地調査等により従事の実事の確認を行うものとする。

### (総会における審議)

第4条 総会に付議された事案については、調査の事実、農地台帳等に登載されている従事者及びその従事日数等を参考に主たる従事者に該当するか否かについて判断するものとする。

2 前項の総会審議後の事案は、速やかに証明願を行った者に証明書（別記様式）を交付するものとする。

### (専決事務処理)

第5条 農業委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、従前の総会の議を経て証明を行った同一案件について再交付を行う場合、専決することができる。

2 事務局長は、前項の専決事項となった事案を速やかに事務処理し、証明願を行った者に証明書を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第6条 農業委員会会長は、審議、決定、専決事務処理等に係る関係書類等を整備し、保存しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総会において定める。

附 則

この要綱は、平成4年12月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

別記様式（第4条関係）

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願

年 月 日

（あて先）綾瀬市農業委員会 会長

申出者	住所 氏名	(印)
-----	----------	-----

生産緑地法第10条の規定に基づき買取り申出する下記生産緑地につき、買取り申出事由の死亡もしくは農業の継続を不可能とさせる故障の生じた下記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」もしくは生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」に該当することを証明願います。

記

1 買取り申出生産緑地

所在及び地番	地目	地積 m <sup>2</sup>

2 買取り申出事由の{死亡・故障}の生じた者

氏名	住所	申出をする者との続柄

3 買取り申出事由が生じた日

年 月 日

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書

上記の者が、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出のあった当該生産緑地に係る

- ・ 生産緑地法第10条の規定に基づく「農業の主たる従事者」
- ・ 生産緑地法施行規則第2条の規定に基づく「一定割合以上従事している者」

であることを証明する。

年 月 日

綾瀬市農業委員会

会長

(印)